

正 許 可 申 請 書

土地区画整理法第 76 条の規定により下記の行為について許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 住所 申請行為者 氏名 電話 坂戸市長 石 川 清 あて				
代 理 人 住 所 氏 名		級建築士登録 第 号 電話		
土 地 区 画 整 理 事 業 の 名 称		坂戸都市計画事業 土地区画整理事業		
申 請 行 為 の 場 所	仮 換 地 指 定 前	坂戸市	地	m ²
	仮 換 地 指 定 後	街区 画地	積	m ²
申 請 行 為 の 種 類		1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築		
申 請 行 為 の 概 要 及 び 地 域 地 区				
土 地 所 有 権 者 住 所 氏 名 及 び 土 地 使 用 承 認 印		㊟		
土 地 借 地 権 者 住 所 氏 名				
工 事 着手 完了 予 定 年 月 日		工事着 手予定 令和 年 月 日 工事完 了予定 令和 年 月 日		

施 行 者 の 意 見	令和 年 月 日 土地区画整理事業施行者				
	課長	副課長	課長補佐	係長	係
	坂戸都市計画事業 土地区画整理事業 施行者 坂戸市 代表者 坂戸市長 石 川 清				

施 行 者	受 付		坂戸市	受 付	許 可
	令和 年			令和 年	
	月 日			月 日	
	第 号			第 号	
許可条件その他					

注 意 事 項

- (1) 点線より下には、記入しないでください。
- (2) 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- (3) 申請行為の場所は、仮換地指定前の土地ならば町名地番を、仮換地指定後の土地ならば指定箇所の街区及び画地番号を各々地積と共に表示してください。
- (4) 申請行為の種類は、該当するものに○印をつけてください。
- (5) 申請行為の概要は、物件の設置、たい積については、種類、量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ、建築面積、延べ面積及び構造等を明記してください。
なお、地域地区については、都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (6) 申請行為者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有権者以外の場合は、土地所有権者の同意の押印をし、その印鑑証明書を添付してください。(係争の場合等で印をもらうことのできない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (7) 申請書には、付近見取図(都市計画図)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、更に構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置、たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (8) この申請書は、公共団体施行の場合には、正本、副本(各1通)を土地区画整理施行地の市役所担当課に提出してください。また、組合施行の場合には、正本(1通)、副本(2通)を組合事務所に提出してください。
- (9) 建築基準法に基づく確認を受ける場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為をしてください。

副 許 可 通 知 書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により
下記条件を附して許可する。

許 可 番 号 第 号
許 可 年 月 日 令和 年 月 日
住所
申 請 行 為 者 氏名 様
坂戸市長 石 川 清 郎

条 件

代 理 人 住 所 氏 名		級建築士登録 第 号 電話		
土 地 区 画 整 理 事 業 の 名 称		坂戸都市計画事業_____土地区画整理事業		
申 請 行 為 の 場 所	仮換地指定前	坂戸市	地 積	m ²
	仮換地指定後	街区 画地		m ²
申 請 行 為 の 種 類		1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の 新・改・増築		
申 請 行 為 の 概 要 及 び 地 域 地 区				
土 地 所 有 権 者 住 所 氏 名 及 び 土 地 使 用 承 認 印		㊟		
土 地 借 地 権 者 住 所 氏 名				
着 手 工 事 予 定 年 月 日 完 了		工事着手 工事完了 令和 年 月 日 令和 年 月 日 予 定 予 定		

(教示)

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、坂戸市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において坂戸市を代表する者は、坂戸市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。